

JBIC/NEXI 環境ガイドライン改訂コンサルテーション会合

論点 15 ( 原材料調達の影響 ) 論点 16 ( 林産業部門における森林認証の取得の奨励・要求 )  
論点 17 ( 保護価値の高い森林の転換を行うべきではない ) について  
< 改定の方向性に関する提案 >

川上豊幸 ( 所属 : AM ネット ) .  
中澤健一 ( 所属 : 国際環境 NGO FoE Japan )  
満田夏花 ( 所属 : 地球・人間環境フォーラム )

コンサルテーション会合における議論を踏まえ、論点 15~17 に関連したガイドライン改定の方向性について下記のように提案させていただきます。

1 . 論点 15 : 「原材料の調達を通じた環境社会影響の配慮について盛り込むべきである。」

( 1 ) 環境ガイドライン本文または FAQ の改定

「派生的・二次的影響」の例示として、下記のような文言を記載する。

調査・検討すべき派生的・二次的影響には下記のような影響も含まれる。  
事業に必要な原材料の調達を通じた環境社会影響 ( 例 : 紙パルプ生産施設の場合の原料用チップなど、事業との関連性がある程度明確であり、その生産に当たり一定の環境社会影響を伴うと考えられるもの )

( 2 ) スクリーニング・フォーム、チェックリストの改定

「非鉄金属精錬」、「鉄鋼業」、「石油精製」、「紙・パルプ」、「その他一般工業」、「漁業・水産養殖」などのセクターにおいて、スクリーニング・フォームに必要な原材料調達の規模、生産地域などの項目を追加するとともに、チェックリストに関連項目を記載する。

( 理由 )

すでに説明させていただいておりますとおり、原材料の生産・採取が自然資源の破壊や枯渇、地元社会との紛争などをもたらす例もあること、現行の「派生的・二次的」影響の記載は多岐にわたり、例示がないとわかりづらいこと、現行の環境ガイドラインの運用では原材料調達の影響が大きいと考えられる事業もカテゴリ C に分類されていることから、原材料調達の影響についてスクリーニング時点および環境レビュー時の検討を行うことは重要と考えています。

よって、派生的・二次的影響の例示としてガイドライン本文または FAQ およびスクリーニング・フォーム、チェックリストに関連事項を挿入することを提案します。

一方、JBIC/NEXI からのご説明のとおり、現行ガイドラインにおいて調査・検討すべきとされている「派生的・二次的影響」は多岐にわたります。また、産業界からのご指摘のとおり、多岐にわたる原材料調達のすべてを検討範囲に含めることは現実的ではありません。よって原材料の調達の例示を行うとともに、一定の限界があることを明記することが適切ではないかと考えました。

なお、その他の派生的・二次的影響の例示として、会合で例示されました取水による下流

域影響、また、論点表に記載のありましたサプライ・チェーンを通じた影響などを記載することも同様に重要と考えます。

## 2. 論点 16: 「林産業部門における森林認証の取得の奨励・要求」

### (1) 環境ガイドライン本文の改定

#### グッドプラクティスの奨励

第1部「3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方」(4) 環境社会配慮の適切性を確認するための基準」のあとに「グッドプラクティスの支援」という項目を設け、下記のような文言を記載する。

本行は、ガバナンスの向上や自然資源管理、その他の環境社会配慮に関して、国際的に推進されているグッドプラクティスを歓迎し支援する。

#### 森林管理・生態系配慮

第2部「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」に「自然生態系への配慮」という項目を設け、下記のような文言を記載する。

林産業関連部門においては、森林ガバナンスの向上や生産者の持続可能な森林管理の確立を支援するという観点から、森林認証の取得または同取得を行っている生産者からの調達を奨励する。

### (2) チェックリストにおける記載

「紙・パルプ」「林業」において下記のような項目を記載する。

プロジェクト(またはプロジェクトの原料調達先)は FSC などの森林認証を取得しているか。または取得する予定があるか。  
森林認証を取得していない場合、プロジェクト(またはプロジェクトの原料調達先)における合法性・持続可能性の確認はどのように行っているか。

#### (理由)

- ・ JBIC/NEXI のご指摘のとおり、森林認証をプロジェクト融資・付保の要求事項とすることは現段階においては現実的ではなく、奨励事項であると考えます。
- ・ 森林認証の取得の奨励は、一段階大きい分類項目を立てるとすれば「グッド・プラクティスの支援」に当たるものと思料します。ここには、プロジェクト融資・付保の際の判断基準ではなく、よりよいプロジェクトの支援といった一段階進んだ基準やイニシアチブが含まれると想定しています。なお、現行ガイドラインに記述されている「グッドプラクティス」は環境社会配慮の適切性を確認するための基準として言及されており、森林認証等のグッドプラクティスとは意味合いが異なります。
- ・ 第2部の対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の項目として、上記のように森林認証取得の奨励およびその意味合いを記述するとともにチェックリストに関連項目を記載することが適切かと考えます。

### 3. 論点 17: 「保護価値の高い森林 (HCVF) の転換を行うべきではない」

#### (1) 環境ガイドライン本文の改定

第 2 部「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」に「自然生態系への配慮」という項目を設け、下記のような文言を記載する。

プロジェクトは、原生林、貴重種の生息地など保護価値の高い森林や熱帯の自然林、および重要な自然生息地の転換や著しい劣化を伴うべきではない。

なお、本提言に関し、森林保全に携わる NGO における会合においては、「保護価値の高い森林」におけるいかなる伐採も行うべきではない、あるいは自然林の転換を行うべきではないという意見が多数ありましたことを申し添えます。

#### (2) FAQ における記載

FAQ に保護価値の高い森林や重要な生息地に関する説明を記載する (第 7 回コンサルテーション会合 (6/11) 配布参考資料 1 をご参照)。

##### 記載例

1. 保護価値の高い森林は、下記のいずれかの特徴を有している森林です。  
世界的、地域的または国ごとにみて生物多様性の価値が集中している森林: 保護地域、脅威にさらされている種および絶滅危惧種が存在する森林、固有種が存在する森林、重要な一時的な利用: 繁殖地、越冬地、移動ルート、季節に応じた重要な生息地など  
世界的、地域的または国ごとにみて、重要で広大な景観レベルの森林 (原生林)  
希少で、脅威にさらされているまたは危機に瀕している生態系の中にあるか、またはそれを含む森林地域  
重要な状況において自然の基本的なサービスを提供する森林水源保護、土壌浸食制御など  
地域コミュニティの基本的ニーズを満たすために欠かせない森林  
地域コミュニティの伝統的文化的アイデンティティに重要な森林  
(なお、「High Conservation Value Resource Network」(<http://www.hcvnetwork.org/>) において評価ツールが公表されています。)

2. ガイドラインの記載は、保護価値の高い森林においては、転換および劣化を伴うような事業を実施すべきではないという認識に基づくものです。世界銀行セーフガード政策 OP8.60、IFC パフォーマンス基準 6 パラ 10 などに対応するものです。

3. 「転換」はもともとの森林地を伐採し、農用地、産業造林地、道路用地、宅地など他の土地利用へ永続的に転用することを意味します。

「劣化」は森林の構造、機能、生物多様性、森林の製品およびサービスの供給能力 (炭素ストック機能) の低下などを意味し、樹冠率の低下などにより評価されます。

#### (3) チェックリストにおける記載

チェックリストの「生態系」の部分に以下のような記載を行う。

サイトは原生林、貴重種の生息地などの保護価値の高い森林、熱帯の自然林、生態学的に重要な生息地 (珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等) を含まないか。

「紙・パルプ」のチェックリストにおいては以下のような記載を行う。

原料である木材チップ等の調達に関連して、原生林、貴重種の生息地などの保護価値の高い森林が伐採されることはないか。

(理由)

- ・ すでに説明させていただいておりますが、森林生態系が世界的に危機的な状況にあること、保護価値の高い森林は必ずしも保護地域に設定されていない場合があること、保護地域に設定されていたとしても、事業実施のための設定の解除や、保護地域内における生態系に脅威を与えるような事業の実施がありうること などにより、ガイドライン上において保護価値の高い森林の保全について明記することは重要と考えます。
- ・ 「保護価値の高い森林」「重要な自然生息地」は類似する概念ですが、森林の場合は保護価値の高い森林の定義がより明確であり、評価手法が確立しているようです。よって森林の場合は、「保護価値の高い森林」の定義、その他の生態系（海洋、草地、湿地など）の場合はIFCなどによる「重要な自然生息地」の定義を適用することが適切と考えました。
- ・ なお、世銀などは、セーフガード政策にこの両者の著しい転換および劣化を伴うと判断される事業には融資をしないことを規定しています（第7回コンサルテーション会合（6/11）配布参考資料2をご参照）。

以上